

後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方[65歳～74歳までの障害認定の方も含む]) 保険証の到着確認をお願いします

8月1日から保険証(後期高齢者医療被保険者証)が新しくなります。

新しい保険証は水色です。7月中旬に普通郵便でお送りしましたので、確認をお願いします。(封筒はうぐいす色です。希望のあった方には「簡易書留」でお届けしました。)

「保険証が見あたらない」、「紛失してしまった」という方は、再交付の申請をしていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

○臓器提供意思表示欄について

保険証の裏面には、臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。脳死後や心臓停止後の臓器提供の意思表示にご活用ください。

※記入は任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

※記入内容を見られたくない場合は、役場窓口においてあります「個人情報保護シール」をご利用ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」がご利用できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

○福祉医療費受給資格者証が更新になります

福祉医療受給中のひとり親世帯と重度心身障害者の方は8月1日で資格者証が更新になります。必ず新しい証を医療機関へ提示してください。※ひとり親世帯の場合、所得制限があります。

○国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証が更新になります

入院で高額な診療費が予想される場合や高価な薬剤を使用中の方などは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示で、医療機関に支払う自己負担額が抑えられます。

7月以前に交付を受けた方も更新には再度申請が必要になりますので、国保係までお越しください。

また、非課税世帯で過去一年間に90日以上入院していた方は、食事の自己負担額が減額されます。領収書や明細書など入院した日数がわかる書類を持って国保係までお越しください。

○国民健康保険 高齢受給者証が更新になります

70歳以上の方に水色の高齢受給者証を送付しました。負担割合が記載されていますので、保険証と一緒に提示してください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

見込期日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに被保険者の名称及び印

群馬県後期高齢者医療広域連合
前橋市大町町1丁目6番地7
電話番号 027-226-1171

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときには、この証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1. から3. までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胆臓】

(特記欄)

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

問い合わせ先 健康課 国保係 ☎64-8801(直通)

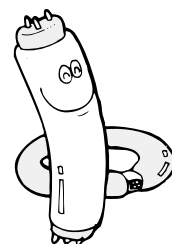
9月は、乾電池、体温計、蛍光管の収集月です。

「燃えないゴミの収集日」に収集場所に出してください。

- ・乾電池、体温計は、中身が見える透明な袋に分けて入れ、氏名を書き、出して下さい。
- ・蛍光管は、束ねるか透明な袋に入れる。(束ねたものには氏名記入。)

割れた蛍光管や電球は、燃えないごみ袋に入れて出して下さい。

問合せ先 甘楽西部環境衛生施設組合事務局 ☎64-8811(下仁田町役場内)



職員募集

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合では下記のとおり職員採用試験を行います。

■募集職種 富岡看護専門学校(2年課程定時制)の専任教員

■採用予定人員 1人

■試験日・試験会場 9月13日(火) 富岡看護専門学校(富岡市七日市553-1 ☎64-1684

■受験資格(全てに該当する方)

- 1.臨床経験が5年以上の保健師、助産師又は看護師。
 - 2.厚生労働省が認定した専任教員養成講習会の受講を修了した方。
受講していないときは、採用後専任教員講習会(約1年間)に参加していただきます。
 - 3.平成29年4月1日から勤務が可能な方。
- ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

■試験方法 口述試験・作文試験

■受付期間 8月1日(月)～8月31日(水)まで※土・日曜日、祝祭日は除く。 郵送の場合は8月31日(水)必着。

■問合せ先 富岡甘楽市町村圏振興整備組合事務局(総務課) ☎62-5261

〒370-2316 富岡市富岡2486-7 H P <http://www.tomiokakanra-kouiki.jp/>

富岡看護専門学校 ☎64-1684

〒370-2343 富岡市七日市553-1 H P <http://www.wind.co.jp/tomicare/>

スズメ蜂の巣駆除費用の 補助助成について

町民等(法人は除く)に対し蜂の駆除に要した費用の一部を補助することにより、その負担を軽減するとともに、早期発見早期駆除を促進し、町民の安全確保を図ることを目的とします。

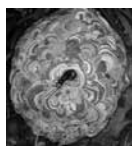
■対象者 町において蜂が営巣した一般住宅又は土地を所有し、又は賃借する個人であって蜂駆除専門業者により蜂を駆除した者。但し、申請日に納期限が到来していないものを除いて町税を滞納していない者であること。

■補助金額 駆除1件当たり駆除に要した費用2分の1とし、1万円を限度とします。

■補助金申請方法 蜂の駆除を実施した日から1カ月以内に次の書類を添えて申請してください。

①スズメ蜂駆除処理に要した費用の
領収書

②駆除前、駆除後の現場写真



蜂の巣駆除道具等の 貸出について

夏から秋にかけては、ハチの営巣活動が活発になる季節です。宅地内での「ハチの巣駆除」につきましては、ハチ駆除用具の貸出を行っておりますので、必要な方はご連絡ください。

■貸出用途 蜂の巣駆除に限る

■貸出期間 原則1泊2日まで

■貸出器具 ①蜂防護服②蜂駆除器具

※蜂用防護服は、蜂の攻撃から人体を完全に防護するものではなく、あくまでも補助的機能を果たすためのものです。万が一、蜂用防護服を使用中に事故が発生しても、町はその責任を負えませんのでご了承ください。

●ご自分で駆除できないという方へ

ご連絡いただければ、専門業者をご紹介します。なお、駆除料金は巣がある場所や大きさで変わりますので、業者とご相談ください。

お問い合わせ 保健環境課 環境係(保健センター内) ☎82-5490

し尿収集運搬業務休業についてお知らせ

下南興業社・荒船環境興業は、8月15日(月)と16日(火)、お盆休暇のため「し尿収集業務」を休ませていただきます。

また、この時期は収集依頼が混み合いますので、お早めに業者に連絡して下さい。

連絡先 (有)下南興業社 ☎82-3019 (有)荒船環境興業 ☎84-3471